

別表六（二十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けんいん}を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 3 「差引改定取得価額10」は、特定事業用機械等（措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等をいいます。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいいます。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、

「 差 引 改 定 取 得 価 額
(8)-(9)

80億円 × $\frac{\text{一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}}{\text{10}}$ と読

み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」にその合計額その他参考となるべき事項を記載します。

- 4 「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額13」は、措置法第42条の11の2第1項第1号に規定する特定法人がその同項に規定する承認地域経済牽引事業（措置法令第27条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けんいん}を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定による主務大臣の確認を受けたものに限ります。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品に係る額の合計額を記載します。